二　養育里親として五年以上登録している者であつて、通算して五人以上の委託児童の養育の経験を有するもの

三・四　（略）

②　補助者は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により補助者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者でなければならない。

第三十六条の八　（略）

②　指導員の数は、次のとおりとする。

一　入居者の数が六までは、三以上。ただし、その二人を除き、補助員（指導員が行う児童自立生活援助について指導員を補助する者をいう。以下この条及び第三十六条の三十一第一項第七号において同じ。）をもつてこれに代えることができる。

二　（略）

③　指導員は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により指導員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者であつて、児童の自立支援に熱意を有し、かつ、次の各号に規定する者のいずれかに該当するものでなければならない。

一～四　（略）

④　補助員は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により補助員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者でなければならない。

第三十六条の三十一　法第三十四条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　養育者等又は指導員及び補助員の精神の機能の障害の有無

八・九　（略）

②　（略）

二　養育里親として五年以上登録している者であつて、通算して五人以上の委託児童の養育の経験を有する者

三・四　（略）

②　補助者は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者でなければならない。

第三十六条の八　（略）

②　指導員の数は、次のとおりとする。

一　入居者の数が六までは、三以上。ただし、その二人を除き、補助員（指導員が行う児童自立生活援助について指導員を補助する者をいう。以下この条において同じ。）をもつてこれに代えることができる。

二　（略）

③　指導員は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者であつて、児童の自立支援に熱意を有し、かつ、次の各号に規定する者のいずれかに該当する者でなければならない。

一～四　（略）

④　補助員は、法第三十四条の十九第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者でなければならない。

第三十六条の三十一　法第三十四条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

（新設）

七・八　（略）

②　（略）

第三十六条の四十一　（略）

②・③　（略）

④　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、都道府県知事は、第五号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一～三　（略）

四　法第三十四条の二十第一項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五　（略）

⑤　（略）

⑥　第三項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、都道府県知事は、第五号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一～三　（略）

四　法第三十四条の二十第一項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五　（略）

第三十六条の四十三　養育里親又は養子縁組里親が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一　（略）

（削る）

第三十六条の四十一　（略）

②・③　（略）

④　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、都道府県知事は、第五号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一～三　（略）

四　法第三十四条の二十第一項各号（養育里親希望者の同居人にあつては、同項第一号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五　（略）

⑤　（略）

⑥　第三項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、都道府県知事は、第五号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一～三　（略）

四　法第三十四条の二十第一項各号（養子縁組里親希望者の同居人にあつては、同項第一号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五　（略）

第三十六条の四十三　養育里親又は養子縁組里親が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一　（略）

二　法第三十四条の二十第一項第一号に該当するに至つた場合　その後見人又は保佐人